明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（**総務**九四）　二
○次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四六）　三
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一四七）　四
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（**同**一四八）　五
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一四九）　七
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　七
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**七三）　七
○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九五）　八
〔告　示〕
○行動計画策定指針の一部を改正する件（**内閣府・国家公安委・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　八
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一九）　一三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**三四）　一三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三五）　一三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三四七）　一三
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務**二七〇）　一三
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**二二）　一三
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（**厚生労働**三二四）　一六
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める額等（**同**三二五）　一七
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一九五二）　一八
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**一九五三）　一九
○肥料の登録が失効した件（**同**一九五四）　一九
○広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針の一部を変更した件（**国土交通**一二四四）　一九
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一二四五）　一九
○奄美空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一二四六）　一九
○下北西部鳥獣保護区の存続期間の更新をした件（**環境**六五）　二〇
○奥戸特別保護地区を指定した件（**同**六六）　二〇
○下北西部特別保護地区を指定した件（**同**六七）　二〇
○北アルプス鳥獣保護区の変更及び存続期間の更新をした件（**同**六八）　二〇
○立山特別保護地区を指定した件（**同**六九）　二〇
○北アルプス特別保護地区を指定した件（**同**七〇）　二〇
○乗鞍特別保護地区を指定した件（**同**七一）　二〇
○中海鳥獣保護区の存続期間の更新をした件（**同**七二）　二〇
○中海特別保護地区を指定した件（**同**七三）　二〇
○大東諸島鳥獣保護区の存続期間の更新をした件（**同**七四）　二〇
○大東諸島特別保護地区を指定した件（**同**七五）　二〇
〔官庁報告〕
官庁事項
牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）　二〇
牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（同）　二一
口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（同）　二一
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（同）　二一
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（同）　二一
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（同）　二一
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年八月分）（財務省）　二二

省令

○総務省令第九十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査票等の保存） **第十五条**　総務大臣は、調査票を三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	（調査票等の保存） **第十五条**　総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。
別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）	**別表**（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

品目	調査日	調査担当者
一		
［略］　いくら　塩さば　［略］　アボカド　パイナップル　［略］　パスタソース　香辛料　［略］　チューインガム　グミ　［略］　無菌包装米飯　たこ焼き　［略］　おでん　ミートボール　［略］　コーラ　ノンアルコールビール　炭酸水　［略］　豆乳　ゼリー飲料　［略］　冷蔵庫　掃除機　洗濯機　［略］　シーツ　［略］　女性用着物　女性用帯　男性用スーツ　男性用上着　男性用ズボン　男性用コート　男性用学校制服　［略］　女性用スーツ　［略］　女性用スラックス　女性用コート　女性用上着　女性用学校制服　［略］　男性用スポーツシャツ　男性用セーター　［略］　女性用Tシャツ　女性用セーター　［略］　男性用シャツ　男性用パンツ　男性用パジャマ　［略］　女性用ショーツ　［略］　男性用靴下　女性用ストッキング　女性用靴下　［略］　男性用靴　女性用靴　［略］　目薬　プロテインパウダー　［略］　ドライブレコーダー　ヘルメット　［略］　学習用机　ヘッドホン・イヤホン　［略］　電気かみそり　ヘアドライヤー　［略］　口紅（カウンセリングを除く。）　制汗剤　［略］	［略］	［略］

品目	調査日	調査担当者
一		
［同上］　いくら　［同上］　アボカド　［同上］　パスタソース　［同上］　チューインガム　［同上］　無菌包装米飯　［同上］　おでん　［同上］　炭酸飲料　ノンアルコールビール　［同上］　豆乳　［同上］　電気冷蔵庫　電気掃除機　電気洗濯機　［同上］　敷布　［同上］　婦人用着物　婦人用帯　背広服　男子用上着　男子用ズボン　男子用コート　男子用学校制服　［同上］　婦人用スーツ　［同上］　婦人用スラックス　婦人用コート　婦人用上着　女子用学校制服　［同上］　男子用スポーツシャツ　男子用セーター　［同上］　婦人用Tシャツ　婦人用セーター　［同上］　男子用シャツ　男子用パンツ　男子用パジャマ　［同上］　婦人用ショーツ　［同上］　男子用靴下　婦人用ストッキング　婦人用ソックス　［同上］　男子靴　婦人靴　［同上］　目薬　［同上］　ドライブレコーダー　［同上］　学習用机　［同上］　電気かみそり　［同上］　口紅（カウンセリングを除く。）　［同上］	［同上］	［同上］

二	［略］	［略］	［略］
三	［略］　浄化槽清掃代　［略］	［略］	［略］
四	［略］　サプリメント　青汁　［略］　レンタカー料金　カーリース　［略］　教科書　通信教育　［略］　コンパクトディスク　ペット保険料　［略］　ウェブコンテンツ利用料　資格試験　［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二	［同上］	［同上］	［同上］
三	［同上］　清掃代　［同上］	［同上］	［同上］
四	［同上］　健康保持用摂取品　［同上］　レンタカー料金　［同上］　教科書　［同上］　コンパクトディスク　［同上］　ウェブコンテンツ利用料　［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十五条の二及び第十五条の三第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

第一条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職業生活と子育ての両立に関する状況の把握等）	
第一条の二　法第十二条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画（同項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、直近の事業年度における労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する状況に関し、次の各号に掲げる事項を把握しなければならない。	（新設）
一　その雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合又はその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護等休暇（以下「子の看護等休暇」という。）を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものの数の合計数の割合	

二　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。第四条第一項第一号ト(1)(i)、同項第三号ハ(1)及び第五条の四第三号において同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等の労働時間（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者にあっては、同項第三号に規定する健康管理時間）の状況

2　一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、前項で把握した事項について、法第七条第一項に規定する行動計画策定指針（第四条第一項第一号イにおいて「行動計画策定指針」という。）を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第十二条第二項第二号の目標）

第一条の三　法第十二条第一項に規定する一般事業主は、同条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定めるに当たっては、前条第一項各号に掲げる事項に係る数値を用いて、それぞれ定量的に定めなければならない。

（法第十二条第四項の公表の方法）

第一条の四　法第十二条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

（法第十二条第五項の届出）

第二条　第一条の規定は、法第十二条第五項の届出を行う一般事業主について準用する。

（準用）

第二条の二　第一条の二の規定は法第十二条第五項の規定により一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする一般事業主について、第一条の四の規定は法第十二条第六項において準用する同条第四項の規定による公表を行う一般事業主について、それぞれ準用する。

（法第十三条の厚生労働省令で定める基準等）

第四条　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。

ロ～ニ　（略）

ホ　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下「育児休業等をした男性労働者の割合」という。）が百分の三十以上であり、当該育児休業等をした男性労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること又はその雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の五十以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一

（新設）

（法第十二条第三項の公表の方法）

第一条の二　法第十二条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

（法第十二条第四項の届出）

第二条　第一条の規定は、法第十二条第四項の届出を行う一般事業主について準用する。

（法第十二条第五項の公表の方法）

第二条の二　第一条の二の規定は、法第十二条第五項の公表を行う一般事業主について準用する。

（法第十三条の厚生労働省令で定める基準等）

第四条　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　雇用環境の整備に関し、法第七条第一項の行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定したこと。

ロ～ニ　（略）

ホ　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合（以下「育児休業等をした男性労働者の割合」という。）が百分の十以上であり、当該育児休業等をした男性労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること又は

人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、これらの規定に該当する男性労働者の数（⑶に該当する場合にあっては、育児休業等をした男性労働者の割合）を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば足りること。

⑴　当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち子の看護等休暇を取得したものがいること（一歳に満たない子のために子の看護等休暇を取得した場合を除く。）。

⑵　（略）

⑶　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の三十以上であること。

⑷　（略）

ヘ　その雇用する女性労働者であって計画期間において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下このへにおいて「育児休業等をしたものの割合」という。）及びその雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であって計画期間において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下このへにおいて「育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合」という。）が百分の七十五以上であり、当該育児休業等をしたものの割合及び育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。ただし、計画期間において育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が百分の七十五未満である中小事業主にあっては、当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が百分の七十五以上であり、当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば足りること。

（削る）

その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護休暇（以下「子の看護休暇」という。）を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものの数の合計数の割合が百分の二十以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、これらの規定に該当する男性労働者の数（⑶に該当する場合にあっては、育児休業等をした男性労働者の割合）を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば足りること。

⑴　当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち子の看護休暇を取得したものがいること（一歳に満たない子のために子の看護休暇を取得した場合を除く。）。

⑵　（略）

⑶　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十以上であること。

⑷　（略）

ヘ　その雇用する女性労働者であって計画期間において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下このへにおいて「育児休業等をしたものの割合」という。）が百分の七十五以上であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。ただし、当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該育児休業等をしたものの割合が百分の七十五以上であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば足りること。

ト　その雇用する三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児・介護休業法第二十四条第一項第三号の規定により、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準じて講ずるよう努めなければならないものとされている必要な措置を講じていること。

ト　次のいずれにも該当すること。

(1)　次のいずれにも該当すること。

(i)　その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が計画期間の終了日の属する事業年度（以下この(1)において「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て三十時間未満であること又はその雇用する労働者のうち二十五歳以上三十九歳以下の者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が計画期間終了事業年度に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。

(ii)　（略）

(2)　男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸、労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）の取得の促進又は短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。第五条の三第一項第一号ハ(3)において同じ。）の活用、在宅勤務等（情報通信技術を活用した勤務を含む。次号ロ(1)(vi)及び同項第一号ハ(3)において同じ。）その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について成果に関する具体的な目標を定めて講じていること。

チ　（略）

二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからチまでのいずれにも該当すること。

ロ　次のいずれにも該当すること。

(1)　不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。第五条の四第八号において同じ。）及び不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度を設けていること。

(i)～(v)　（略）

(vi)　在宅勤務等を可能とする制度

(2)～(4)　（略）

三　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　第一号イからニまで、ヘ、ト(2)及びチのいずれにも該当すること。この場合において、第一号ヘ中「であり、当該育児休業等をしたものの割合及び育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」と読み替えるものとする。

ロ　中小事業主（計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない者に限る。以下このロにおいて同じ。）を除く一般事業主にあっては(1)又は(2)のいずれかに該当し、中小事業主にあっては次のいずれかに該当すること。

(1)　育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十以上であること。

チ　次のいずれにも該当すること。

(1)　次のいずれにも該当すること。

(i)　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。第五条の四第四号において同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、計画期間の終了日の属する事業年度（(ii)において「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。

(ii)　（略）

(2)　所定外労働の削減、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）の取得の促進、短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。第五条の三第一項第一号ハ(3)において同じ。）の活用に関する措置、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について成果に関する具体的な目標を定めて講じていること。

リ　（略）

二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからリまでのいずれにも該当すること。

ロ　次のいずれにも該当すること。

(1)　不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。第五条の四第九号において同じ。）及び不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度を設けていること。

(i)～(v)　（略）

(vi)　在宅勤務又は情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度

(2)～(4)　（略）

三　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　第一号イからニまで及び同号ヘからリまでのいずれにも該当すること。この場合において、第一号ヘ中「であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」と読み替えるものとする。

ロ　中小事業主（計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない者に限る。以下このロにおいて同じ。）を除く一般事業主にあっては(1)又は(2)のいずれかに該当し、中小事業主にあっては次のいずれかに該当すること。

(1)　育児休業等をした男性労働者の割合が百分の七以上であること。

(2)　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の二十以上であり、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一人以上であること。

(3)　次のいずれかに該当すること。

(i)　（略）

(ii)　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十以上であること。

ハ　次のいずれにも該当すること。

(1)　その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が計画期間の終了日の属する事業年度（以下このハにおいて「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。

(2)　計画期間終了事業年度において、その雇用する労働者であって、平均した一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものがいないこと。

四　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからハまでのいずれにも該当すること。

ロ　（略）

2　（略）

（法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準等）

第五条の三　法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　第四条第一項第一号イからニまで、ヘ及びト(1)に掲げる基準に適合すること。この場合において、同条第一項第一号イ中「一般事業主行動計画」とあるのは「一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）」と、同号ヘ中「であり、当該育児休業等をしたものの割合及び育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」と読み替えるものとする。

ロ　中小事業主（計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。以下この条において同じ。）において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない者に限る。以下このロにおいて同じ。）を除く一般事業主にあっては(1)又は(2)のいずれかに該当し、中小事業主にあっては次のいずれかに該当すること。

(1)　育児休業等をした男性労働者の割合が百分の五十以上であること。

(2)　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の十五以上であり、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一人以上であること。

(3)　次のいずれかに該当すること。

(i)　（略）

(ii)　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の七以上であること。

（新設）

四　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イ及びロのいずれにも該当すること。

ロ　（略）

2　（略）

（法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準等）

第五条の三　法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　第四条第一項第一号イからニまで、ヘ、ト及びチ(1)に掲げる基準に適合すること。この場合において、同条第一項第一号イ中「一般事業主行動計画（法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）」とあるのは「一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）」と、同号ヘ中「であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」と読み替えるものとする。

ロ　中小事業主（計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。以下この条において同じ。）において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない者に限る。以下このロにおいて同じ。）を除く一般事業主にあっては(1)又は(2)のいずれかに該当し、中小事業主にあっては次のいずれかに該当すること。

(1)　育児休業等をした男性労働者の割合が百分の三十以上であること。

(2)　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の七十以上であり、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一人以上であること。

(3)　次のいずれかに該当すること。

(i)　（略）

(ii)　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の五十以上であること。

ハ　次に掲げる全ての措置を講じ、かつ、(1)又は(2)のいずれかについて、成果に関する定量的な目標を定めて実施し、当該目標を達成したこと。

(1)　男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

(2)　（略）

(3)　短時間正社員の活用に関する措置、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

ニ　（略）

ホ　育児休業等をし、又は育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。

ヘ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　（略）

(2)　第四条第一項第一号チ(2)又は(3)に該当すること。

二　（略）

2　（略）

3　第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主である場合における同項の規定の適用については、同項第一号イ中「イからニまで、ヘ及びト(1)」とあるのは「ヘ及びト(1)」と、「同条第一項第一号イ中「一般事業主行動計画」とあるのは「一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）」と、同号ヘ中「であり、当該育児休業等をしたものの割合及び育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」とあるのは「同条第一項第一号ヘ中「女性労働者であって計画期間」とあるのは「女性労働者であって第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このヘ及びト(1)において「公表前事業年度」という。）又は同項第六号イに規定する公表前々事業年度（以下このヘ及びト(1)において「公表

(2)　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の五十以上であり、かつ、当該育児休業等をしたものの数が一人以上であること。

(3)　次のいずれかに該当すること。

(i)　（略）

(ii)　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の三十以上であること。

ハ　次に掲げる全ての措置を講じ、かつ、(1)又は(2)のいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、当該目標を達成したこと。

(1)　所定外労働の削減

(2)　（略）

(3)　短時間正社員の活用に関する措置、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

ニ　（略）

ホ　育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。

ヘ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　（略）

(2)　第四条第一項第一号リ(2)又は(3)に該当すること。

二　（略）

2　（略）

3　第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主である場合における同項の適用については、同項第一号イ中「イからニまで、ヘ、ト、及びチ(1)」とあるのは「ヘ、ト、及びチ(1)」と、「この場合において、同条第一項第一号イ中「一般事業主行動計画（法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）」とあるのは「一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。」とあるのは「この場合において、同条第一項第一号ヘ中「であって計画期間において」とあるのは「であって第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このヘ及びチ(1)において同じ。）又は第五条の四第一項第七号イに規定する公表前々事業年度（以下このヘ及びチ(1)において同じ。）のいずれかの年度において」と、「計画期間において育児休業等を」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において育児休業等を」と、「当該計画期間の開始前」とあるのは「公表前々事業年度の

前々事業年度」という。）のいずれかの年度」と、「当該計画期間において育児休業等」とあるのは「当該公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において育児休業等」と、「雇用される者であって計画期間において」とあるのは「雇用される者であって公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合及び育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表している」とあるのは「である」と、「、計画期間」とあるのは「、公表前事業年度及び公表前々事業年度」と、「当該計画期間の」とあるのは「公表前々事業年度の」と、「計画期間と」とあるのは「対象期間と」と、「であり、当該育児休業等をしたものの割合又は育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していれば」とあるのは「であれば」と、同号ト⑴中「計画期間の終了日の属する事業年度（以下この⑴において「計画期間終了事業年度」という。）」とあるのは「公表前事業年度に属する各月若しくは公表前々事業年度」と、「計画期間終了事業年度に属する」とあるのは「公表前事業年度に属する各月若しくは公表前々事業年度」と、「計画期間終了事業年度において」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において」と、同号ロ中「計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このロ及びニにおいて「公表前々事業年度」という。）又は同項第六号イに規定する公表前々事業年度（以下このロ及びニにおいて「公表前々事業年度」という。）のいずれかの年度」と、同号ロ⑴中「育児休業等をした男性労働者」とあるのは「その雇用する男性労働者であって公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において育児休業等をしたものの数」と、同号ロ⑵中「計画期間において配偶者」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において配偶者」と、「当該計画期間」とあるのは「当該年度」と、同号ロ⑶中「⑷のいずれかに該当すること」とあるのは「⑷のいずれかに該当すること。この場合において、同号ホ⑴中「当該計画期間」とあるのは「第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このホにおいて「公表前事業年度」という。）又は同項第六号イに規定する公表前々事業年度（以下このホにおいて「公表前々事業年度」という。）のいずれかの年度」と、同号ホ⑵中「当該計画期間」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度」と、同号ホ⑷中「当該計画期間」とあるのは「公表前事業年度及び公表前々事業年度」と、「その雇用する男性労働者」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において、その雇用する男性労働者」とする」と、「当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間」とあるのは「公表前々事業年度の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間」と、「育児休業等をした男性労働者」とあるのは「その雇用する男性労働者であって公表前々事業年度の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該期間において育児休業等をしたものの数」と、同号ニ中「当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画開始前」と、「当該計画期間の末日」とあるのは「公表前々事業年度の末日」と、「計画期間とみなした」とあるのは「対象期間とみなした」と、同号チ⑴中「計画期間の終了日の属する事業年度（ⅱにおいて「計画期間終了事業年度」という。）」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度」と、「計画期間終了事業年度において」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において」と読み替えるものとする。」と、同号ロ中「計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このロ及びニにおいて同じ。）又は第五条の四第一項第七号イに規定する公表前々事業年度（以下このロ及びニにおいて同じ。）のいずれかの年度」と、同号ロ⑴中「育児休業等をした男性労働者」とあるのは「その雇用する男性労働者であって公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において育児休業等をしたものの数」と、同号ロ⑵中「計画期間において配偶者」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度において配偶者」と、「男性労働者であって当該計画期間に」とあるのは「⑷のいずれかに該当すること」とあるのは「⑷のいずれかに該当すること。この場合において、同号ホ⑴中「当該計画期間」とあるのは「第五条の四第一項第一号に規定する公表前事業年度（以下このホにおいて同じ。）又は第五条の四第一項第七号イに規定する公表前々事業年度（以下このホにおいて同じ。）のいずれかの年度」と、同号ホ⑵及び⑷中「当該計画期間」とあるのは「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度」とする」と、「当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間」とあるのは「公表前々事業年度の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間」と、「育児休業等をした男性労働者」とあるのは「その雇用する男性労働者であって当該期間において育児休業等をしたものの数」と、同号ニ中「当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から

期間の末日までの期間を計画期間」とあるのは「公表前々事業年度の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前々事業年度の末日までの期間を公表前々事業年度」と、「足りること」とあるのは「足りること。この場合において、⑴及び⑵中「公表前事業年度」とあるのは「当該日の属する事業年度の翌事業年度」と読み替えるものとする」と、同号ニ⑴及び⑵中「計画期間の開始日から計画期間の終了日の一年前までの間」とあるのは「公表前々事業年度」と、「出産後一年以上継続して」とあるのは「出産の日以後も引き続き雇用され、公表前事業年度に」とする。

（法第十五条の三第二項の公表）

第五条の四　法第十五条の三第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、第一号から第七号まで（前条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては、第一号から第九号まで）に掲げる事項を公表するものとする。

一　その雇用する男性労働者であって法第十五条の三第二項の規定により公表を行う日の属する事業年度（第六号イにおいて「公表事業年度」という。）の前の事業年度（以下「公表前事業年度」という。）において育児休業等をしたものの数（以下この号において「育児休業等取得者数」という。）、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する育児休業等取得者数の割合、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、育児休業等取得者数及び公表前事業年度において育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合並びに当該育児目的休暇制度の内容。ただし、前条第一項第一号ロ⑶(i)の規定の適用を受けて特例認定を受けた場合にあっては、これらに加え次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項を公表するものとする。

イ　前条第一項第一号ロ⑶(i)の規定により第四条第一項第一号ホ⑴の適用を受けて特例認定を受けた場合　公表前事業年度において、その雇用する男性労働者のうち子の看護等休暇を取得したもの（一歳に満たない子のために子の看護等休暇を取得した者を除く。）の数

ロ・ハ　（略）

二　その雇用する女性労働者であって公表前事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数の割合及びその雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であって公表前事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数の割合

（削る）

三　公表前事業年度におけるその雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数又はその雇用する労働者のうち二十五歳以上三十九歳以下の者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

四～八　（略）

九　第四条第一項第二号ロ⑶に規定する不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容

（法第十五条の三第二項の公表）

第五条の四　法第十五条の三第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、第一号から第八号まで（前条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては、第一号から第十号まで）に掲げる事項を公表するものとする。

一　その雇用する男性労働者であって法第十五条の三第二項の規定により公表を行う日の属する事業年度（第七号イにおいて「公表事業年度」という。）の前の事業年度（以下「公表前事業年度」という。）において育児休業等をしたものの数（以下この号において「育児休業等取得者数」という。）、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する育児休業等取得者数の割合、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、育児休業等取得者数及び公表前事業年度において育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合並びに当該育児目的休暇制度の内容。ただし、前条第一項第一号ロ⑶(i)の規定の適用を受けて特例認定を受けた場合にあっては、これらに加え次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項を公表するものとする。

イ　前条第一項第一号ロ⑶(i)の規定により第四条第一項第一号ホ⑴の適用を受けて特例認定を受けた場合　公表前事業年度において、その雇用する男性労働者のうち子の看護休暇を取得したもの（一歳に満たない子のために子の看護休暇を取得した者を除く。）の数

ロ・ハ　（略）

二　その雇用する女性労働者であって公表前事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数の割合

三　前条第一項第一号イの規定に基づき第四条第一項第一号トに掲げる基準に適合するものとして講ずる措置の内容

四　公表前事業年度におけるその雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

五～九　（略）

十　第四条第一項第二号⑶に規定する不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容

様式第一号（第一条及び第二条関係）（第一面）

（Ａ４）

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日　令和　年　月　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業

住所　〒

電話番号

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第12条第１項又は第５項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．常時雇用する労働者の数　人（うち有期雇用労働者　人）
　男性労働者の数　人
　女性労働者の数　人

２．一般事業主行動計画を（策定・変更）した日　令和　年　月　日

３．変更した場合の変更内容
　①　一般事業主行動計画の計画期間
　②　目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
　③　その他

４．一般事業主行動計画の計画期間　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

５．規定整備の状況
　①　有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度　（有・無）
　②　有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度　（有・無）

６．一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日　令和　年　月　日

７．一般事業主行動計画の外部への公表方法
　①　インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　））
　②　その他の公表方法（　）

８．一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
　①　事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け　②　書面の交付　③　電子メールの送信
　④　その他の周知方法（　）

９．一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況
　①　育児休業等の取得の状況に関する状況把握・分析の実施　（　済　）
　②　労働時間の状況に関する状況把握・分析の実施　（　済　）

10．達成しようとする目標の内容（数値目標で代表的なもののみを記載。）
　①　育児休業等の取得の状況に関する目標の内容
　（　）
　②　労働時間の状況に関する目標の内容
　（　）

11．次世代育成支援対策の内容（第二面・第三面に記載すること）

12．次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定）の申請をする予定　（有・無・未定）

13．次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定　（有・無・未定）

一般事業主行動計画の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

様式第一号から様式第三号の二までを次のように改める。

様式第一号（第一条及び第二条関係）　（第二面・第三面）

行動計画策定指針の事項			次世代育成支援対策の内容として定めた事項
１　雇用環境の整備に関する事項	（１）妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保に係る制度の労働者に対する周知や情報提供及び相談体制の整備、配偶者が流産・死産（人工妊娠中絶を含む。）した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備等の実施
		イ	男性の子育て目的の休暇の取得促進
		ウ	小学校第四学年以降のこどもや孫の子育てのための休暇制度の導入
		エ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
		オ	育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ｱ) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (ｲ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ｳ) 育児休業期間中や短時間勤務制度利用中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し等 (ｴ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (ｵ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
		カ	育児休業等を取得し、又は子育てを行う労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 (ｱ) 女性労働者に向けた取組 ① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ④ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 (ｲ) 子育て中の労働者に向けた取組 ① 育児休業からの復職後又は子育て中の労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ② 今後のキャリア形成の希望に応じた両立支援制度の利用や配偶者との家事分担等の検討を促すためのキャリア研修の実施 (ｳ) 管理職に向けた取組等 ① 企業トップ等による仕事と子育ての両立の推進及び子育て中の能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③ 働き続けながら子育てを行う労働者のキャリア形成のために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④ 育児休業制度や短時間勤務制度等を利用しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組 ⑤ 育児休業や短時間勤務制度等の制度利用者のキャリア形成・能力開発を行っていく必要があることや、円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の労働者の業務見直しや評価への配慮が求められることについての管理職向けの情報提供や研修の実施 (ｴ) その他環境の整備 各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図る方策として、企業トップによる仕事と子育ての両立支援の推進が重要であるという考え方を明確にした強いメッセージの発信
		キ	こどもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ｱ) 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限 (ｲ) 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ｳ) フレックスタイム制 (ｴ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度 (ｵ) 在宅勤務等
		ク	こどもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

		ケ	こどもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
		コ	労働者がこどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
		サ	希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
		シ	子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮
		ス	子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮した措置の実施
		セ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
		ソ	不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
		タ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
		チ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
		その他	（概要を記載すること）
	（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
		イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
		エ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
		オ	子を養育する労働者や育児休業中の労働者の業務を代替する労働者に対する心身の健康への配慮
		その他	（概要を記載すること）
2　1以外の次世代育成支援対策に関する事項		(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
		(2)	地域においてこどもの健全な育成のための活動等を行うＮＰＯ等への労働者の参加を支援するなど、こども・子育てに関する地域貢献活動の実施
		(3)	こどもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「こども参観日」の実施
		(4)	労働者がこどもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
		(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
		その他	（概要を記載すること）

様式第一号（第一条及び第二条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」（以下「届出書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「一般事業主行動計画を（策定・変更）」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

４．「１．常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

５．「２．一般事業主行動計画を（策定・変更）した日」欄は、該当する文字を○で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。

６．「３．変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

７．「４．一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。

８．「５．規定整備の状況」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

９．「６．一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日又は公表を予定している年月日を記載すること。

10．「７．一般事業主行動計画の外部への公表方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。

11．「８．一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。

12．「９．一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況」欄は、①については、次世代育成支援対策推進法施行規則第１条の２第１項第１号の事項について把握・分析を実施した場合は、（済）を○で囲み、②については、次世代育成支援対策推進法施行規則第１条の２第１項第２号の事項について把握・分析を実施した場合は、（済）を○で囲むこと。

13．「10．達成しようとする目標の内容」欄は、一般事業主行動計画に定めた達成しようとする目標（数値目標で代表的なもの）の内容について記載すること。なお、届出書とともに一般事業主行動計画を添付する場合は、10欄の記載は省略することができること。

14．「11．次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号（１の⑴のアからチ、１の⑵のアからオ又は２の⑴から⑸）を○で囲み、その他の項目を定めた場合は１の⑴の「その他」、１の⑵の「その他」又は２の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目の全てについて○で囲み、又は記載すること。

15．「12．次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

16．「13．次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

様式第二号（第三条関係）（第一面から第三面まで）

（A４）

基準適合一般事業主認定申請書

申請年月日　令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業

住所　〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請を行う次世代育成支援対策推進法第13条の認定の類型について

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項（①第１号、②第２号、③第３号、④第４号）の認定を申請します。

２．策定・実施した一般事業主行動計画について

⑴　一般事業主行動計画策定届を届け出た日　令和　年　月　日

⑵　一般事業主行動計画策定届の届出先　労働局長

⑶　計画期間

令和　年　月　日　～　令和　年　月　日（　期目）

３．常時雇用する労働者の数　人（うち有期雇用労働者　人）

男性労働者の数　人

女性労働者の数　人

４．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第八面に記載すること）

５．一般事業主行動計画を外部へ公表した日　令和　年　月　日

６．公表及び労働者への周知の方法

⑴　一般事業主行動計画を策定又は変更した日	⑵　変更した場合の変更内容	⑶　一般事業主行動計画を外部へ公表した方法	⑷　一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法
令和　年 月　日		①　インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　）） ②　その他の公表方法（　）	①　事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ②　書面の交付 ③　電子メールの送信 ④　その他の周知方法（　）
令和　年 月　日	①　一般事業主行動計画の計画期間 ②　目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。） ③　その他	①　インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　）） ②　その他の公表方法（　）	①　事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ②　書面の交付 ③　電子メールの送信 ④　その他の周知方法（　）

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

令和　　年 月　　日	①　一般事業主行動計画の計画期間 ②　目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。） ③　その他	①　インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　　）） ②　その他の公表方法（　　）	①　事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ②　書面の交付 ③　電子メールの送信 ④　その他の周知方法（　　）

７．育児休業等の取得に関する状況

⑴　男性労働者の状況

イ又はロのいずれかを記入（育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者数が０人の中小事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主をいう。以下同じ。）は、ハ～ヘのいずれかを記入）

イ　計画期間において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数及びその割合

計画期間において		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

ロ　計画期間において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数、育児目的休暇制度を利用した男性労働者数、その割合及び当該育児目的休暇制度の内容

計画期間において			
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数（Ｃ）	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合（Ｂ＋Ｃ）／（Ａ）×100
人	人	人	%

育児目的休暇制度の具体的内容

ハ　計画期間において子の看護等休暇を取得した男性労働者数（１歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）　　人

ニ　短時間勤務制度等の具体的内容

計画期間において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数　　人

ホ　計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年　月　日（計画期間の末日）までの間の		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

ヘ　育児目的休暇制度の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、計画期間において育児目的休暇制度を15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数　　人

⑵　女性労働者の状況

①　計画期間において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合並びに計画期間において出産した女性有期雇用労働者数、育児休業等をした女性有期雇用労働者数及びその割合

計画期間において		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	（Ｃ） %
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	（Ｆ） %

②　（①の（Ｃ）の育児休業等をしたものの割合又は（Ｆ）の育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が75％未満の中小事業主のみ記入）
計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年　月　日（計画期間の末日）までの間の		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	（Ｃ） %
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	（Ｆ） %

⑶　⑴イ又はロの割合（ハ～ヘのいずれかを記入した場合は、該当する男性労働者数（ホは育児休業等をしたものの割合））及び⑵の割合の両立支援のひろばでの公表の有無

有　・　無

様式第二号（第三条関係）（第四面から第七面まで）

８．時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況

①　次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号又は第２号に係る認定を受けようとする場合は、イ又はロのいずれかを記入すること。

次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号又は第４号に係る認定を受けようとする場合は、イを記入すること。

イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。ロにおいて同じ。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

計画期間終了事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

計画期間終了事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

②　平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数

＿＿＿＿＿人

９．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無	措置の内容
ア　男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置	有・無	
イ　年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無	
ウ　短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無	

（注）次の①から⑨までの書類を添付すること。
①　策定・実施した一般事業主行動計画
②　一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）
③　公表及び労働者への周知が義務又は努力義務である事業主については、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（両立支援のひろばの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの
④　関係法令遵守状況報告書
⑤　育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者の氏名、これらの制度を利用した期間及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類
⑥　７．⑴ハ、ニ又はヘのいずれかの基準を満たすものとして認定申請をする場合にあっては、子の看護等休暇の取得、短時間勤務制度等又は育児目的休暇制度の利用をした男性労働者の氏名及びこれらの休暇等の取得又は利用の対象となった子又は孫の年齢が記載されている書類
⑦　出産した女性労働者の氏名及び当該労働者の雇用期間の定めの有無、育児休業等をした女性労働者の氏名、育児休業等をした期間並びに取得の対象となった子の年齢が記載されている書類
⑧　７．⑶で「有」に○を付けた事業主については、両立支援のひろばで公表を行っていることを明らかにする書類（両立支援のひろばの画面を印刷した書類等）
⑨　９．の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）及び当該措置に係る目標について明らかにする書類（自社のホームページの画面を印刷した書類等）であって、その内容及び目標を定めた日付が分かるもの

次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第２号又は第４号に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

10.　不妊治療と仕事との両立に関する状況
⑴　不妊治療のために利用できる制度の整備状況
①休暇制度

制度の種類	制度の内容
不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

②両立支援制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	

所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

⑵　不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び⑴の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

⑶　不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

⑷　両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

両立支援担当者			両立支援担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	

		令和　年 月　日	令和　年 月　日	

（注）次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第２号又は第４号に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

① 10.⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

② 10.⑵について、不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③ 10.⑶について、不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④ 10.⑷の両立支援担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第二号（第三条関係）（第八面）

次世代育成支援対策の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号（第三条関係）（第九面・第十面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合一般事業主認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．申請を行う次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定の類型について」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

４．「２．⑴　一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。

５．「２．⑵　一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。

６．「２．⑶　計画期間」欄は、認定を受けようとする一般事業主行動計画の期間の初日及び末日並びに当該行動計画が何期目の行動計画であるかを記載すること。

７．「３．常時雇用する労働者の数」欄は、認定申請書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

８．「４．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況」については、（第八面）に記載すること。

９．「５．一般事業主行動計画を外部へ公表した日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日を記載すること。

10．「６．⑴　一般事業主行動計画を策定又は変更した日」欄は、認定を受けようとする一般事業主行動計画を策定又は変更した年月日を記載すること。複数回変更し、記載欄が足りない場合には、６⑴～⑷については、取り纏って記載すること。

11．「６．⑵　変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

12．「６．⑶　一般事業主行動計画を外部へ公表した方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。

13．「６．⑷　一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③まで以外の周知の方法を記載すること。

14．「７．育児休業等の取得に関する状況」欄については、

⑴　「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業のほか、育児・介護休業法第 23 条第２項に規定する３歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業、育児・介護休業法第 24 条第１項に規定する小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業をいうこと。

⑵　「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度、子（子の配偶者を含む）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをい

うこと。（⑴の育児休業等や子の看護等休暇は含まれない。）

⑶　「子の看護等休暇」とは、育児・介護休業法第16条の２に規定する子の看護等休暇をいうこと。

⑷　「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、３歳から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。

⑸　「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

⑹　次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号又は第２号の認定を申請する場合（１.で①又は②に○を付けた場合）は、⑶の欄に公表の有無について、有又は無の文字を○で囲むこと。

15.　「８．時間外労働及び休日労働に関する計画終了事業年度の状況」欄については、「計画期間終了事業年度の状況」のうち「イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」及び「ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数点以下を切り捨てて記載すること。

16.　「９．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」欄は、ア～ウの措置ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した措置の内容について具体的に記載すること。

17.　「10．不妊治療と仕事との両立に関する状況」欄については、

⑴　⑴②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

⑵　⑷の欄は、選任している両立支援担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

様式第三号（第五条の二関係）（第一面から第三面まで）

（Ａ４）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　令和　年　月　日

＿＿＿＿＿労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業

住所　〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第15条の２の認定（特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．策定・実施した一般事業主行動計画について

⑴　一般事業主行動計画策定届を届け出た日　令和　年　月　日

⑵　一般事業主行動計画策定届の届出先　労働局長

⑶　計画期間

令和　年　月　日　～　令和　年　月　日（　期目）

２．次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けた日及び認定を受けた労働局

令和　年　月　日　労働局

３．常時雇用する労働者の数　人（うち有期雇用労働者　人）

男性労働者の数　人

女性労働者の数　人

４．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第九面に記載すること）

５．一般事業主行動計画を外部へ公表した日　令和　年　月　日

６．公表及び労働者への周知の方法

⑴ 一般事業主行動計画を策定又は変更した日	⑵ 変更した場合の変更内容	⑶ 一般事業主行動計画を外部へ公表した方法	⑷ 一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法
令和　年 月　日		① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　）） ② その他の公表方法（　）	① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ② 書面の交付 ③ 電子メールの送信 ④ その他の周知方法（　）
令和　年 月　日	① 一般事業主行動計画の計画期間 ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。） ③ その他	① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　）） ② その他の公表方法（　）	① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ② 書面の交付 ③ 電子メールの送信 ④ その他の周知方法（　）

特例認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

令和　　年 月　　日	① 一般事業主行動計画の計画期間 ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。） ③ その他	① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　　）） ② その他の公表方法（　　）	① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ② 書面の交付 ③ 電子メールの送信 ④ その他の周知方法（　　）

7．育児休業等の取得に関する状況

⑴　男性労働者の状況

イ又はロのいずれかを記入（育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者数が０人の中小事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主をいう。以下同じ。）は、ハ～ヘのいずれかを記入）

イ　計画期間において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数及びその割合

計画期間において		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

ロ　計画期間において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数、育児目的休暇制度を利用した男性労働者数、その割合及び当該育児目的休暇制度の内容

計画期間において			
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数（Ｃ）	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合（Ｂ＋Ｃ）／（Ａ）×100
人	人	人	%

育児目的休暇制度の具体的内容

ハ　計画期間において子の看護等休暇を取得した男性労働者数（１歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）　　人

ニ　短時間勤務制度等の具体的内容

計画期間において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数　　人

ホ　計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年　月　日（計画期間の末日）までの間の		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

ヘ　育児目的休暇制度の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、計画期間において育児目的休暇制度を15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数

＿＿＿＿人

⑵　女性労働者の状況

①　計画期間において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合並びに計画期間において出産した女性有期雇用労働者数、育児休業等をした女性有期雇用労働者数及びその割合

計画期間において		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	（Ｃ） %
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	（Ｆ） %

②　（①の（Ｃ）の育児休業等をしたものの割合又は（Ｆ）の育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が75％未満の中小事業主のみ記入）

計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年　月　日（計画期間の末日）までの間の		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	%

様式第三号（第五条の二関係）（第四面から第八面まで）

８．時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況

①　イ又はロのいずれかを記入

イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。ロにおいて同じ。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

計画期間終了事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

計画期間終了事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

②　平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数

＿＿＿＿＿人

９．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	措置の内容	目標及びその達成状況
ア　男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置		
イ　年次有給休暇の取得の促進のための措置		
ウ　短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		

10．女性の継続就業に関する状況

イ又はロのいずれかを記入（イの（Ｃ）の在職しているものの割合が90％未満かつロの（Ｄ）の在職しているものの割合が70％未満の中小事業主にあっては、下表中「計画期間の開始日」とされているものを「計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日」と読み替えてイ又はロのいずれかを記入すること。）

イ　計画期間の開始日から計画期間の終了日の１年前までの間において出産した女性労働者数、出産後１年以上継続して在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

令和　年　月　日（計画期間の開始日）から 令和　年　月　日（計画期間の終了日の１年前の日） までの間に出産した女性労働者数	（Ａ）　人
（Ａ）のうち、出産後１年以上継続して在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（Ｂ）　人
在職しているものの割合　（Ｂ）／（Ａ）×100	（Ｃ）　％

ロ　計画期間の開始日から計画期間の終了日の１年前までの間において出産した女性労働者数、当該期間に出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数、出産後１年以上継続して在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は小学校就学前までに子について育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

令和　年　月　日（計画期間の開始日）から 令和　年　月　日（計画期間の終了日の１年前の日） までの間に出産した女性労働者数	（Ａ）　人
上記の期間において出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数	（Ｂ）　人
（Ａ）のうち、出産後１年以上継続して在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（Ｃ）　人
在職しているものの割合　（Ｃ）／（Ａ＋Ｂ）×100	（Ｄ）　％

11．育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組

	実施している取組	実施の有無
ア　女性労働者に向けた取組	①　若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修	有・無
	②　社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組	有・無
	③　従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組	有・無
	④　管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修	有・無
	⑤　その他これらに準ずる措置	有・無

イ　子育て中の労働者に向けた取組	①　育児休業からの復職後又は子育て中の労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組	有・無
	②　今後のキャリア形成の希望に応じた両立支援制度の利用や配偶者との家事分担等の検討を促すためのキャリア研修の実施	有・無
	③　その他これらに準ずる措置	有・無
ウ　管理職に向けた取組等	①　企業トップ等による仕事と子育ての両立の推進及び子育て中の能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組	有・無
	②　女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組	有・無
	③　働き続けながら子育てを行う労働者のキャリア形成のために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修	有・無
	④　育児休業制度や短時間勤務制度等を利用しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組	有・無
	⑤　育児休業制度や短時間勤務制度等の利用者のキャリア形成・能力開発を行っていく必要があることや、円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の労働者の業務見直しや評価への配慮が求められることについての管理職向けの情報提供や研修の実施	有・無
	⑥　その他これらに準ずる措置	有・無
エ　その他環境の整備	①　各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図る方策として、企業トップによる仕事と子育ての両立支援の推進が重要であるという考え方を明確にした強いメッセージの発信	有・無
	②　その他これに準ずる措置	有・無

（注）次の①から⑩までの書類を添付すること。

①　策定・実施した一般事業主行動計画

②　一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

③　公表及び労働者への周知が義務又は努力義務である事業主については、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（両立支援のひろばの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの

④　関係法令遵守状況報告書

⑤　育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者の氏名、これらの制度を利用した期間及びこれらの制度の利用の対象となった子の年齢が記載されている書類

⑥　７．⑴ハ、ニ又はヘのいずれかの基準を満たすものとして特例認定申請をする場合にあっては、子の看護等休暇の取得、短時間勤務制度等又は育児目的休暇制度の利用をした男性労働者の氏名及びこれらの休暇等の取得又は利用の対象となった子若しくは孫の年齢が記載されている書類

⑦　育児休業等をした女性労働者の氏名、育児休業等をした期間、当該女性労働者の雇用期間の定めの有無及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類

⑧　９．の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）及び当該措置に係る目標について明らかにする書類（自社のホームページの画面を印刷した書類等）であって、その内容及びその目標を定めた日付が分かるもの

⑨　10．の状況を明らかにするものとして、計画期間の開始日から計画期間の終了日の１年前までの間に出産した女性労働者のうち、その出産後１年以上継続して在職している女性労働者の氏名が記載されている書類

⑩　11．の取組に係る計画及びその実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し、研修の開催概要等）

次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

12.　不妊治療と仕事との両立に関する状況

⑴　不妊治療のために利用できる制度の整備状況

①　休暇制度

制度の種類	制度の内容
不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

②　両立支援制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

⑵　不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び⑴の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

⑶　不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

⑷　両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

両立支援担当者			両立支援担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	

（注）次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

①　12．⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

②　12．⑵について、不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③　12．⑶について、不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④　12．⑷の両立支援担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第三号（第五条の二関係）（第九面）

次世代育成支援対策の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第三号（第五条の二関係）（第十面・第十一面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．⑴　一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。

４．「１．⑵　一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。

５．「１．⑶　計画期間」欄は、特例認定を受けようとする一般事業主行動計画の期間の初日及び末日並びに当該行動計画が何期目の行動計画であるかを記載すること。

６．「２．次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。複数回認定を受けている場合には、直近の認定について記載すること。

７．「３．常時雇用する労働者の数」欄は、特例認定申請書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

８．「４．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況」については、（第九面）に記載すること。

９．「５．一般事業主行動計画を外部へ公表した日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日を記載すること。

10．「６．⑴　一般事業主行動計画を策定又は変更した日」欄は、特例認定を受けようとする一般事業主行動計画を策定又は変更した年月日を記載すること。複数回変更し、記載欄が足りない場合には、６⑴～⑷については、取り纏って記載すること。

11．「６．⑵　変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

12．「６．⑶　一般事業主行動計画を外部へ公表した方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。

13．「６．⑷　一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③まで以外の周知の方法を記載すること。

14．「７．育児休業等の取得に関する状況」欄については、

⑴　「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業のほか、育児・介護休業法第 23 条第２項に規定する３歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業、育児・介護休業法第 24 条第１項に規定する小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業をいうこと。

⑵　「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度で

あり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度などのほか、ロについては配偶者出産休暇、ヘについては子（子の配偶者を含む。）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。（⑴の育児休業等や子の看護等休暇は含まれない。）

⑶　「子の看護等休暇」とは、育児・介護休業法第16条の２に規定する子の看護等休暇をいうこと。

⑷　「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、３歳から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。

⑸　「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

15．「８．時間外労働及び休日労働に関する計画終了事業年度の状況」欄については、「計画期間終了事業年度の状況」のうち「イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」及び「ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数点以下を切り捨てて記載すること。

16．「９．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」の「措置の内容」欄については実施した措置の内容について、「目標及びその達成状況」欄は、ア又はイの措置の少なくともいずれか１つ以上についての目標及びその達成状況について具体的に記載すること。

17．「10．女性の継続就業に関する状況」欄については、「在職しているものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

18．「11．育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組」欄は、実施している取組ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。

19．「12．不妊治療と仕事との両立に関する状況」欄については、

⑴　⑴②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

⑵　⑷の欄は、選任している両立支援担当者について全員分記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

様式第三号の二（第五条の二関係）（第一面から第三面まで）

（Ａ４）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業

住　　所　〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第15条の２の認定（次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第２号に規定する事業主の類型に係る特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．次世代育成支援対策推進法第15条の２の規定に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた日及び認定を受けた労働局　　令和　　年　　月　　日　　労働局

２．常時雇用する労働者の数　　人（うち有期雇用労働者　　人）
　　男性労働者の数　　人
　　女性労働者の数　　人

３．事業年度
　⑴　公表事業年度　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
　⑵　公表前事業年度　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
　⑶　公表前々事業年度　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４．育児休業等の取得に関する状況
　⑴　男性労働者の状況
　　イ又はロのいずれかを記入（育児休業等及び育児目的休暇制度を利用した男性労働者数が０人の中小事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主をいう。以下同じ。）は、ハ～ヘのいずれかを記入）

　　イ　公表前事業年度及び公表前々事業年度において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数及びその割合

公表前事業年度において		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

公表前々事業年度において		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

特例認定申請の担当部局名	
（ふりがな）担当者の氏名	

ロ　公表前事業年度及び公表前々事業年度において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数、育児目的休暇制度を利用した男性労働者数、その割合及び当該育児目的休暇制度の内容

公表前事業年度において			
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数（Ｃ）	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合（Ｂ＋Ｃ）／（Ａ）×100
人	人	人	%

公表前々事業年度において			
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数（Ｃ）	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合（Ｂ＋Ｃ）／（Ａ）×100
人	人	人	%

育児目的休暇制度の具体的内容

ハ　公表前事業年度及び公表前々事業年度において子の看護等休暇を取得した男性労働者数（１歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

ニ　短時間勤務制度等の具体的内容

公表前事業年度及び公表前々事業年度において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

ホ　公表前々事業年度の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間の		
配偶者が出産した男性労働者数（Ａ）	育児休業等をした男性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	%

ヘ　育児目的休暇制度の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、公表前事業年度及び公表前々事業年度において育児目的休暇制度を 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

⑵　女性労働者の状況

①　公表前事業年度及び公表前々事業年度において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合並びに計画期間において出産した女性有期雇用労働者数、育児休業等をした女性有期雇用労働者数及びその割合

公表前事業年度において		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	（Ｃ）％
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	（Ｆ）％

公表前々事業年度において		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	（Ｃ）％
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	（Ｆ）％

②　（公表前事業年度及び公表前々事業年度のいずれの年度においても①の（Ｃ）の育児休業等をしたものの割合又は（Ｆ）の育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が75％未満の中小事業主のみ記入）
公表前々事業年度の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間における状況

令和　年　月　日から令和　年度までの間の		
出産した女性労働者数（Ａ）	育児休業等をした女性労働者数（Ｂ）	育児休業等をしたものの割合（Ｂ）／（Ａ）×100
人	人	％
出産した女性有期雇用労働者数（Ｄ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者数（Ｅ）	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（Ｅ）／（Ｄ）×100
人	人	％

様式第三号の二（第五条の二関係）（第四面から第八面まで）

５．時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度及び公表前々事業年度の状況

①　イ又はロのいずれかを記入

イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。ロにおいて同じ。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

公表前事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

公表前々事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

公表前事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

公表前々事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
（　　）年度	１月	２月	３月	４月	５月	６月
	７月	８月	９月	10月	11月	12月

②　平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

６．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無
ア　男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置	有・無
イ　年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無
ウ　短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無

７．女性の継続就業に関する状況

イ又はロのいずれかを記入（イの（Ｃ）の在職しているものの割合が90％未満かつロの（Ｄ）の在職しているものの割合が70％未満の中小事業主にあっては、下表中「公表前々事業年度」とされているものを「出産した日の属する事業年度」と、「公表前事業年度」とされているものを「出産した日の属する事業年度の翌事業年度」と読み替えてイ又はロのいずれかを記入すること。）

イ　公表前々事業年度において出産した女性労働者数、公表前々事業年度において出産した女性労働者であって公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

公表前々事業年度に出産した女性労働者数	（Ａ）　　人
（Ａ）のうち、公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（Ｂ）　　人
在職しているものの割合 （Ｂ）／（Ａ）×100	（Ｃ）　　％

ロ　公表前々事業年度において出産した女性労働者数、当該期間に出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数、公表前々事業年度において出産した女性労働者であって公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は小学校就学前までに子について育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

公表前々事業年度に出産した女性労働者数	（Ａ）　　人
上記の期間において出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数	（Ｂ）　　人
（Ｃ）のうち、公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（Ｃ）　　人
在職しているものの割合 （Ｃ）／（Ａ＋Ｂ）×100	（Ｄ）　　％

８．育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組

	実施している取組	実施の有無
ア　女性労働者に向けた取組	①　若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修	有・無
	②　社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組	有・無
	③　従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組	有・無
	④　管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修	有・無
	⑤　その他これらに準ずる措置	有・無
イ　子育て中の労働者に向けた取組	①　育児休業からの復職後又は子育て中の労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組	有・無
	②　今後のキャリア形成の希望に応じた両立支援制度の利用や配偶者との家事分担等の検討を促すためのキャリア研修の実施	有・無
	③　その他これらに準ずる措置	有・無
ウ　管理職に向けた取組等	①　企業トップ等による仕事と子育ての両立の推進及び子育て中の能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組	有・無
	②　女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組	有・無
	③　働き続けながら子育てを行う労働者のキャリア形成のために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修	有・無
	④　育児休業制度や短時間勤務制度等を利用しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組	有・無
	⑤　育児休業制度や短時間勤務制度等の利用者のキャリア形成・能力開発を行っていく必要があることや、円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の労働者の業務見直しや評価への配慮が求められることについての管理職向けの情報提供や研修の実施	
	⑥　その他これらに準ずる措置	有・無
エ　その他環境の整備	①　各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図る方策として、企業トップによる仕事と子育ての両立支援の推進が重要であるという考え方を明確にした強いメッセージの発信	有・無
	②　その他これに準ずる措置	有・無

９．　不妊治療と仕事との両立に関する状況

⑴　不妊治療のために利用できる制度の整備状況

①　休暇制度

制度の種類	制度の内容
不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

②　両立支援制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

⑵　不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び⑴の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

⑶ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

⑷ 両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

両立支援担当者			両立支援担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	

（注）次の①から⑥までの書類も添付すること。

① 公表前事業年度及び公表前々事業年度における次世代育成支援対策の実施状況について公表している書類（「両立支援のひろば」での公表内容を印刷した資料等）

② 関係法令遵守状況報告書

③ ９．⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

④ ９．⑵について、不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針の内容及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

⑤ ９．⑶について、不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

⑥ ９．⑷の両立支援担当者について労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第三号の二（第五条の二関係）（第九面・第十面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．次世代育成支援対策推進法第15条の２の規定に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。複数回認定を受けている場合には、直近の認定について記載すること。

４．「２．常時雇用する労働者の数」欄は、特例認定申請書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

５．「３．事業年度」欄の「公表事業年度」は次世代育成支援対策推進法第15条の３第２項の規定により公表を行う日の属する事業年度を、「公表前事業年度」には公表事業年度の前の事業年度を、「公表前々事業年度」には公表事業年度の前々事業年度を記載すること。

６．「４．育児休業等の取得に関する状況」欄については、

⑴　「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業のほか、育児・介護休業法第23条第２項に規定する３歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業、育児・介護休業法第24条第１項に規定する小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業をいうこと。

⑵　「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度などのほか、ロについては配偶者出産休暇、へについては子（子の配偶者を含む。）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。（⑴の育児休業等や子の看護等休暇は含まれない。）

⑶　「子の看護等休暇」とは、育児・介護休業法第16条の２に規定する子の看護等休暇をいうこと。

⑷　「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、３歳から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。

⑸　「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

７．「５．時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」欄については、「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」のうち「イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」及び「ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数点以下を切り捨てて記載するこ

と。

８．「６．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」の「措置の内容」欄については実施した措置の内容について、「目標及びその達成状況」欄は、ア又はイの措置の少なくともいずれか１つ以上についての目標及びその達成状況について具体的に記載すること。

９．「７．女性の継続就業に関する状況」欄については、「在職しているものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

10．「８．育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組」欄は、実施している取組ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。

11．「９．不妊治療と仕事との両立に関する状況」欄については、

⑴　⑴②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

⑵　⑷の欄は、選任している両立支援担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

第二条　次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職業生活と子育ての両立に関する状況の把握等） **第一条の二**　法第十二条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画（同項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、直近の事業年度における職業生活と子育ての両立に関する状況に関し、次の各号に掲げる事項を把握しなければならない。 一　その雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合又はその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等、育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護等休暇（以下「子の看護等休暇」という。）及び育児・介護休業法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものの数の合計数の割合 二　（略） 2　（略）	（職業生活と子育ての両立に関する状況の把握等） **第一条の二**　法第十二条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画（同項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、直近の事業年度における職業生活と子育ての両立に関する状況に関し、次の各号に掲げる事項を把握しなければならない。 一　その雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合又はその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護等休暇（以下「子の看護等休暇」という。）を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものの数の合計数の割合 二　（略） 2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業主が行った次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十三条又は第十五条の二の申請に係るこれらの規定の認定の基準については、それぞれこの省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新令」という。）第四条又は第五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新令第四条第一項第一号ホに定める基準、同号ヘに定める基準及び同号トに定める基準、同項第二号イに定める同項第一号ホ、ヘ及びトに係る基準、同項第三号イに定める同号イにおいて読み替えて適用する同項第一号ヘ及びト⑵に係る基準並びに同項第三号ロに定める基準並びに同項第四号イに定める同項第三号イ及びロに係る基準については、それぞれ同項第一号ホ、ヘ及びト、同項第二号イ、同項第三号イ及びロ並びに同項第四号イの規定にかかわらず、施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われた法第十三条の申請については、なお従前の例によることができる。

3　法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の計画期間の開始の日が施行日前であり、かつ、施行日以後に法第十三条の申請を行った事業主に係る、新令第四条第一項第一号ホ、ヘ及びト並びに同項第三号ロの規定の適用については、同項第一号ホ中「計画期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該計画期間」とあるのは「令和七年四月一日から計画期間の末日までの期間（以下このホ、ヘ、ト及び第三号ロにおいて「特例計画期間」という。）において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該特例計画期間」と、「割合（以下「育児休業等をした男性労働者の割合」という。）」とあるのは「割合」と、「当該育児休業等をした男性労働者の割合」とあるのは「当該割合」と、「計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間」とあるのは「特例計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該特例計画期間」と、「、当該計画期間」とあるのは「、計画期間」と、「にあっては、育児休業等をした男性労働者の割合」とあるのは「にあっては、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百四十六号）附則第二条第三項の規定による読替え前の第四条第一項第一号ホに規定する育児休業等をした男性労働者の割合」と、同号ヘ中「計画期間」とあるのは「特例計画期間」と、同号ト⑴ⅰ中「計画期間の」とあるのは「特例計画期間の」と、同号ト⑴ⅰ及びⅱ中「計画期間終了事業年度」とあるのは「令和七年四月一日から計画期間終了事業年度」と、同号ト⑵中「男性労働者の」とあるのは「特例計画期間において男性労働者の」と、同項第三号ロ⑴中「育児休業等をした男性労働者の割合」とあるのは「その雇用する男性労働者であって特例計画期間において育児休業等をしたものの数の割合」と、同号ロ⑵中「計画期間」とあるのは「特例計画期間」とすることができる。

４　新令第五条の三第一項第一号イに定める新令第四条第一項第一号へ及び同号ト⑴に係る基準、新令第五条の三第一項第一号ロに定める基準、同号ハに定める基準並びに同号ホに定める基準並びに同項第二号イに定める同項第一号イからハまで及びホに係る基準については、同号イからハまで及びホ並びに同項第二号イの規定にかかわらず、施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われた法第十五条の二の申請については、なお従前の例によることができる。

５　法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の計画期間の開始の日が施行日前であり、かつ、施行日以後に法第十五条の二の申請を行った事業主に係る、新令第五条の三第一項第一号イからハまで及びホの規定の適用については、同号イ中「、へ及びト⑴」とあるのは「並びに次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百四十六号）附則第二条第三項の規定による読替え後の第四条第一項第一号へ及びト⑴」と、同号ロ⑴中「育児休業等をした男性労働者の割合」とあるのは「その雇用する男性労働者であって令和七年四月一日から当該計画期間の末日までの期間（以下この⑴及び⑵、ハ並びにホにおいて「特例計画期間」という。）において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該特例計画期間において育児休業等をしたものの数の割合」と、同号ロ⑵中「計画期間」とあるのは「特例計画期間」と、同号ハ中「次に掲げる」とあるのは「特例計画期間において次に掲げる」と、同号ホ中「育児休業等」とあるのは「特例計画期間において育児休業等」とすることができる。

６　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

７　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和六年十月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○厚生労働省令第百四十七号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給停止の申出の撤回）	（支給停止の申出の撤回）
第三十条の五の三　法第三十八条の二第三項の規定により老齢厚生年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。	**第三十条の五の三**　法第三十八条の二第三項の規定により老齢厚生年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨	五　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
２・３　（略）	２・３　（略）
（胎児出生の届出）	（胎児出生の届出）
第三十一条　老齢厚生年金の受給権者は、法第四十四条第三項（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第三項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。	**第三十一条**　老齢厚生年金の受給権者は、法第四十四条第三項（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第三項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　子の氏名、生年月日及び個人番号	三　子の氏名及び生年月日
２　（略）	２　（略）
（支給停止事由消滅の届出）	（支給停止事由消滅の届出）
第三十四条　老齢厚生年金の受給権者は、法第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定により支給が停止されている老齢厚生年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第三十条の五に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。	**第三十四条**　老齢厚生年金の受給権者は、法第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定により支給が停止されている老齢厚生年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第三十条の五に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）

四　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号、その者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

五　（略）

２・３　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第四十五条の三　法第三十八条の二第三項の規定により障害厚生年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　配偶者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

２・３　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第五十条　障害厚生年金の受給権者は、法第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項、第四十九条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定によつて支給が停止されている障害厚生年金について、支給を停止すべき事由が消滅したとき（法第五十四条第二項ただし書に該当するに至つたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第四十五条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～三　（略）

四　配偶者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

五　（略）

２・３　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給停止の申出の撤回） **第三十二条の三**　法第二十条の二第三項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨 ２・３　（略）	（支給停止の申出の撤回） **第三十二条の三**　法第二十条の二第三項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　加算額対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨 ２・３　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第三十五条　障害基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十六条、第三十六条の二第一項から第四項まで、第三十六条の三若しくは第三十六条の四第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したとき（法第三十六条第二項ただし書に該当するに至つたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十六条第二項の規定により支給を停止されている障害基礎年金につき当該支給停止の事由が消滅した場合であつて、受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害共済年金の受給権を有するとき又は第三十二条第一項の申請書が提出されたときは、この限りでない。

一～三　（略）

四　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

2～4　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第四十一条の三　法第二十条の二第三項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

2・3　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第四十八条　遺族基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給停止されている遺族基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～三　（略）

四　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が引き続き受給権者である配偶者と生計を同じくしている旨

2～6　（略）

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給停止事由消滅の届出） **第三十五条**　障害基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十六条、第三十六条の二第一項から第四項まで、第三十六条の三若しくは第三十六条の四第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したとき（法第三十六条第二項ただし書に該当するに至つたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十六条第二項の規定により支給を停止されている障害基礎年金につき当該支給停止の事由が消滅した場合であつて、受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害共済年金の受給権を有するとき又は第三十二条第一項の申請書が提出されたときは、この限りでない。 一～三　（略） 四　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨 2～4　（略） （支給停止の申出の撤回） **第四十一条の三**　法第二十条の二第三項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨 2・3　（略） （支給停止事由消滅の届出） **第四十八条**　遺族基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給停止されている遺族基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。 一～三　（略） 四　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が引き続き受給権者である配偶者と生計を同じくしている旨 2～6　（略） （国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正） **第三条**　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）
附　則 （旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等） **第十四条**　昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条（第一項第六号を除く。）から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三	**附　則** （旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等） **第十四条**　昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条（第一項第六号を除く。）から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三

条の五（第三号を除く。）まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項（第六号を除く。）から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。）附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。）附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）
第三十条第一項第五号及び附則第九項第五号	（略）
第三十条第一項第七号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号
（略）	（略）
第四十五条	（略）
第四十七条第一項第四号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号
（略）	（略）
第六十五条第一項	（略）
第六十五条第一項第四号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号
（略）	（略）

2　（略）

（旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等）

第二十一条　昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条ノ十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八

条の五（第三号を除く。）まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項（第六号を除く。）から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。）附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。）附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）
第三十条第一項第五号及び附則第九項第五号	（略）
第三十条第一項第七号	（新設）	（新設）
（略）	（略）
第四十五条	（略）
第四十七条第一項第四号	（新設）	（新設）
（略）	（略）
第六十五条第一項	（略）
第六十五条第一項第四号	（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　（略）

（旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等）

第二十一条　昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条ノ十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八

十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第五十条第一項	五　法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日	五　法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名、生年月日及個人番号
	五ノ二　配偶者ガ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号以下令和三年改正省令ト称ス）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第十条第一項又ハ令和三年改正省令第二条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項ノ規定ニ依リ基礎年金番号通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号	
（略）	（略）	（略）
第七十四条ノ十二第一項	（略）	（略）
第七十四条ノ十二第一項第四号	及生年月日	、生年月日及個人番号
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第五十条第一項	五　法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日	五　法第三十六条ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ者ト請求者トノ続柄又ハ関係並ニ氏名及生年月日
	五ノ二　配偶者ガ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号以下令和三年改正省令ト称ス）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第十条第一項又ハ令和三年改正省令第二条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項ノ規定ニ依リ基礎年金番号通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号	
（略）	（略）	（略）
第七十四条ノ十二第一項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

○厚生労働省令第百四十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大麻草から製造される製品） **第一条**　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。 一　飲食料品 二　化粧品 三　建築用資材その他の資材 四　嗜好品 五　飼料 六　肥料 七　燃料 （第一種大麻草採取栽培者の免許の申請） **第一条の二**　法第五条第一項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条、第七条の三及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。 一～十三　（略） （法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者） **第二条**　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （第一種大麻草採取栽培者名簿の記載事項） **第三条**　法第六条第一項に規定する第一種大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　法第十二条の六第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日	（新設）
	（大麻草採取栽培者の免許の申請） **第一条**　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。 一～十三　（略） （法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者） **第二条**　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （大麻草採取栽培者名簿の記載事項） **第三条**　法第六条第一項に規定する大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　法第十二条の三第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

（第一種大麻草採取栽培者の報告）

第四条　法第九条の報告をしようとする第一種大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第九条第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該年中に譲り渡し、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量とする。

（帳簿の記載事項）

第五条　法第十条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　採取した大麻草の繊維の数量

二　法第十二条の四第一項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日

三　前号の加工の過程において製造された麻薬（法第十条第一項第三号に規定する麻薬をいう。以下同じ。）の品名及び数量並びにその年月日

四　第二号の加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

（事故が生じたときの届出事項）

第七条　法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　栽培地並びに業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を取り扱う事務所の位置

四　（略）

（第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に使用しなければならない物）

第七条の二　法第十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。

（第一種大麻草採取栽培者による大麻草の加工）

第七条の三　法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　大麻草の圧縮

二　大麻草の冷凍

2　法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　大麻草の加工の方法及び加工の過程

四　大麻草を加工する施設の所在地

五　大麻草の加工の過程において製造された麻薬の廃棄の手順

3　法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するときとする。

4　法第十二条の四第二項の規定により許可を受けようとする者は、別記第三号様式による申請書に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。

5　法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　加工をした品目の納入先

二　大麻草の加工の過程において製造された麻薬であって、廃棄されたものの数量

（大麻草採取栽培者の報告）

第四条　法第九条の報告をしようとする大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

（帳簿の記載事項）

第五条　法第十条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、採取した大麻草の繊維の数量とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（事故が生じたときの届出事項）

第七条　法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置

四　（略）

（新設）

（新設）

（免許の取消し等の届出）

第八条　法第十二条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第十二条の七第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

3　法第十二条の七第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第五号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4　法第十二条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

5　法第十二条の七第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

（第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許の申請）

第九条　法第十三条第一項の規定により第二種大麻草採取栽培者の免許（以下この項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

四　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

五　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

六　栽培地の登記事項証明書

七　栽培地の区域を示す図面

八　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

九　免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

十　事業計画書

十一　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

（免許の取消し等の届出）

第八条　法第十二条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第三号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第十二条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

3　法第十二条の四第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4　法第十二条の四第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

5　法第十二条の四第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

（大麻草研究栽培者の免許の申請）

第九条　（新設）

十二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

十三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

2　第二条、第三条、第五条から第七条まで、第七条の三及び前条の規定は、第二種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条（見出しを含む。）	法第五条第二項第五号	法第十三条第二項において準用する法第五条第二項第五号
第三条（見出しを含む。）	第一種大麻草採取栽培者名簿	第二種大麻草採取栽培者名簿
	法第六条第一項	法第十三条第二項において準用する法第六条第一項
第三条第六号	免許	第二種大麻草採取栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）
第三条第八号	法第十二条の六第二項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の六第二項
第五条	法第十条第一項第五号	法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第五号
	次に掲げる事項	次の各号（第一号を除く。）に掲げる事項
第五条第二号	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
第六条	法第十二条第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	法第十二条の二第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条の三第一項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為
第七条の三第二項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項

（新設）

第七条の三第三項	法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき
第七条の三第四項	法第十二条の四第二項
	地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）
第七条の三第五項	法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項
第八条	法第十二条の七第一項
	都道府県知事
	次に掲げる事項
	法第十二条の七第三項

法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第二項	
地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）を経由して、厚生労働大臣	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、加工をした品目の納入先	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の七第一項	
地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣	
次の各号（第四号を除く。）に掲げる事項	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の七第三項	

3　法第十三条第一項の規定により大麻草研究栽培者の免許（以下この項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、地方厚生局長に提出しなければならない。

一～九　（略）

4　第二条、第三条、第五条から第七条まで及び前条の規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条（見出しを含む。）	第一種大麻草採取栽培者名簿	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第六号	（略）	大麻草研究栽培者の免許（第九条第四項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）

2　第二条、第三条及び第五条から前条までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条（見出しを含む。）	大麻草採取栽培者名簿	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第六号	（略）	大麻草研究栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）

第三条第八号	法第十二条の六第二項	法第十七条第二項において準用する法第十二条の六第二項
第五条	法第十条第一項第五号	法第十七条第二項において準用する法第十条第一項第五号
	次に掲げる事項	（略）
第六条	（略）	法第十七条第二項において準用する法第十二条第一項
第七条	（略）	法第十七条第二項において準用する法第十二条の二第一項
第七条第一号	（略）	（略）
第七条第三号	、発芽不能未処理種子及び麻薬	及び発芽不能未処理種子
第八条	法第十二条の七第一項	法第十七条第二項において準用する法第十二条の七第一項
	都道府県知事	栽培地を管轄する地方厚生局長
	（略）	（略）
	法第十二条の七第三項	法第十七条第二項において準用する法第十二条の七第三項
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

（第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の報告）

第十条　法第十五条第一項の報告をしようとする第二種大麻草採取栽培者は、別記第六号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第六号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

3　第一項の規定による報告書の厚生労働大臣への提出は、地方厚生局長を経由して行うものとする。

4　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者にあっては、麻薬の品名及び数量を除く。）

第三条第八号	法第十二条の三第二項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の三第二項
第五条	法第十条第一項第四号	法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第四号
	採取した大麻草の繊維の数量	（略）
第六条	（略）	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	（略）	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条第一号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第八条	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	法第十二条の四第三項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第三項
	第八条第一項	別記第三号様式による届出書を都道府県知事	別記第三号様式による届出書を栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）
第八条第三項	別記第四号様式による届出書を都道府県知事	別記第四号様式による届出書を地方厚生局長
（略）	（略）	（略）

（大麻草研究栽培者の報告）

第十条　（新設）

法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第五号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

（新設）

2　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とする。

（新設）

二　第二種大麻草採取栽培者にあっては、当該有効期間の初日及び末日に所持した麻薬の品名及び数量並びに当該有効期間中に法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量

（発芽不能未処理種子の処理方法）

第十条の二　法第十八条の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　熱処理

二　燻蒸

（発芽不能未処理種子を譲り渡すことができる場合）

第十条の三　法第十八条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十八条に規定する方法による処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合

二　大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

（発芽不能未処理種子の輸入等）

第十条の四　法第十九条第一項の規定により発芽不能未処理種子の輸入の許可を得ようとする大麻草栽培者は、別記第七号様式による申請書及び免許証の写し（大麻草栽培者以外の者にあっては、別記第八号様式による申請書）を、地方厚生局長に提出しなければならない。

2　法第十九条第二項の規定により発芽不能未処理種子の処理をした者は、その旨を地方厚生局長に報告しなければならない。

（法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子の輸入）

第十条の五　法第二十条の規定により法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書に当該処理をした大麻草の種子であることを証する書類を添えて、地方厚生局長に提出しなければならない。

（犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関の帳簿の記載事項）

第十条の六　法第二十一条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　交付を受けた大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日

二　交付を受けた大麻草の種子につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る大麻草の種子の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

（収去証の交付）

第十一条　法第二十二条の三第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻、大麻草の種子又は麻薬を収去しようとするときは、別記第十号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十二条の三第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第十一号様式によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（収去証の交付）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、別記第六号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第七号様式によるものとする。

別記第一号様式から別記第七号様式までを次のように改める。

別記第１号様式(法第５条、第13条第１項関係)

収入印紙（大臣免許に限る。）	（第一種大麻草採取／第二種大麻草採取／大麻草研究）栽培者免許申請書

栽培地	数	
	位置	
	面積	
目的		
計画概要		
業務管理体制		
備考		

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日（法人又は団体を除く。）

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)　殿

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

3　栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

別記第２号様式(法第９条関係)

第一種大麻草採取栽培者の年間報告書

免許証番号	第　　号	免許年月日	年　　月　　日
大麻草の作付面積		当該年中に採取した大麻草の繊維の数量	

大麻及び発芽不能未処理種子の品名	当該年の初めに所持した数量	当該年中に採取し、又は譲り受けた数量	当該年中に譲り渡し、又は廃棄した数量	当該年の末日に所持した数量	備考

上記のとおり、報告します。

年　　月　　日

住所　（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名　（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日　（法人又は団体を除く。）

都道府県知事　殿

（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　栽培地が複数ある場合には、原則として栽培地ごとに作成すること。

別記第３号様式(法第12条の４、第17条第１項関係)

大麻草加工許可申請書

<table>
<tr><td>免許証の番号</td><td>第　　号</td><td>免許年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>免許の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>品目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工のために使用する大麻草</td><td>品名</td><td colspan="2">数量</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>加工方法及び加工過程</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>加工施設の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>加工において製造された麻薬の廃棄手順（第一種大麻草採取栽培者に限る。）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり、大麻草を加工したいので申請します。

年　月　日

住　所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏　名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第４号様式（法第12条の７第１項、第17条第１項、第２項関係）

（第一種大麻草採取
第二種大麻草採取
大麻草研究）栽培者免許取消届

免許証の番号	第　　号	免許年月日	年　月　日
免許証の種類			
免許証返納の理由及びその年月日			
現在の大麻草の作付面積			
現に所有する大麻の品名及び数量	品名	数量	
現に所有する発芽不能未処理種子の品名及び数量	品名	数量	
現に所有する麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者は除く。）	品名	数量	
現に所有する大麻草の繊維の数量（第一種大麻草採取栽培者に限る。）			
備考			

上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長、都道府県知事）　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第５号様式(法第12条の７第３項、第17条第１項、第２項関係)

（第一種大麻草採取
第二種大麻草採取
大麻草研究）栽培者死亡等届

免許証の番号	第　　号	免許年月日	年　月　日
免許証の種類		氏名	
届出の理由			
栽培地	所在地		
	名称		
現在の大麻草の作付面積			
現に管理する大麻の品名及び数量	品名	数量	
現に管理する発芽不能未処理種子の品名及び数量	品名	数量	
現に管理する麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者は除く。）	品名	数量	
現に管理する大麻草の繊維の数量（第一種大麻草採取栽培者に限る。）			
備考			

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年　月　日

住　所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

届出義務者続柄

氏　名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第６号様式(法第15条第１項関係)

（第二種大麻草採取／大麻草研究）栽培者の年間報告書

免許証番号	第　　号	免許年月日	年　　月　　日
大麻草の作付面積			

	品名	当該有効期間の初日に所持した数量	当該有効期間中に採取した数量	当該有効期間中に譲り受けた数量	当該有効期間中に譲り渡した数量	当該有効期間中に廃棄した数量	当該有効期間の末日に所持した数量	大麻草の加工の過程で得られた数量（第二種大麻草採取栽培者に限る。）	備考
大麻									
発芽不能未処理種子									
麻薬（大麻草研究栽培者は除く。）									

上記のとおり、報告します。

年　　月　　日

住所　（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名　（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日　（法人又は団体を除く。）

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

第二種大麻草採取栽培者の年間報告書　大麻草研究　明治二十三年三月三十一日　郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別記第７号様式(法第19条第１項関係)

大麻草発芽不能未処理種子　輸入許可申請書

免許証の番号	第　号	免許年月日	年　月　日
免許の種類			
輸入しようとする種子	品名	数量	
原産地			
輸入目的			
荷主（輸出者）の氏名及び住所地			
運送取扱業者の氏名及び住所地			
輸入方法			
輸入予定年月日（入港予定年月日）			
入港場所			
納入先			

上記のとおり、大麻草発芽不能未処理種子を輸入したいので申請します。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

地方厚生（支）局長　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第七号様式の次に次の四様式を加える。

別記第８号様式（法第19条第１項関係）

大麻草発芽不能未処理種子　輸入許可申請書

輸入しようとする種子	品名	数量
原産地		
輸入目的		
荷主（輸出者）の氏名及び住所地		
運送取扱業者の氏名及び住所地		
輸入方法		
輸入予定年月日（入港予定年月日）		
処理場		
処理の方法		
処理予定日		
納入先		

上記のとおり、大麻草発芽不能未処理種子を輸入したいので申請します。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

地方厚生（支）局長　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第９号様式（法第20条関係）

証明願

輸入しようとする種子	品名	数量
原産地		
輸入目的		
荷主（輸出者）の氏名及び住所地		
運送取扱業者の氏名及び住所地		
輸入方法		
輸入（入港）予定年月日		
輸入（入港）場所		
処理場		
処理の方法		
処理年月日		
納入先		

今般輸入する大麻草の種子については別添のとおり熱処理又は燻蒸の処理済であることを証する書類を提出いたしますから証明願います。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

地方厚生（支）局長　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第10号様式（法第22条の３第１項関係）

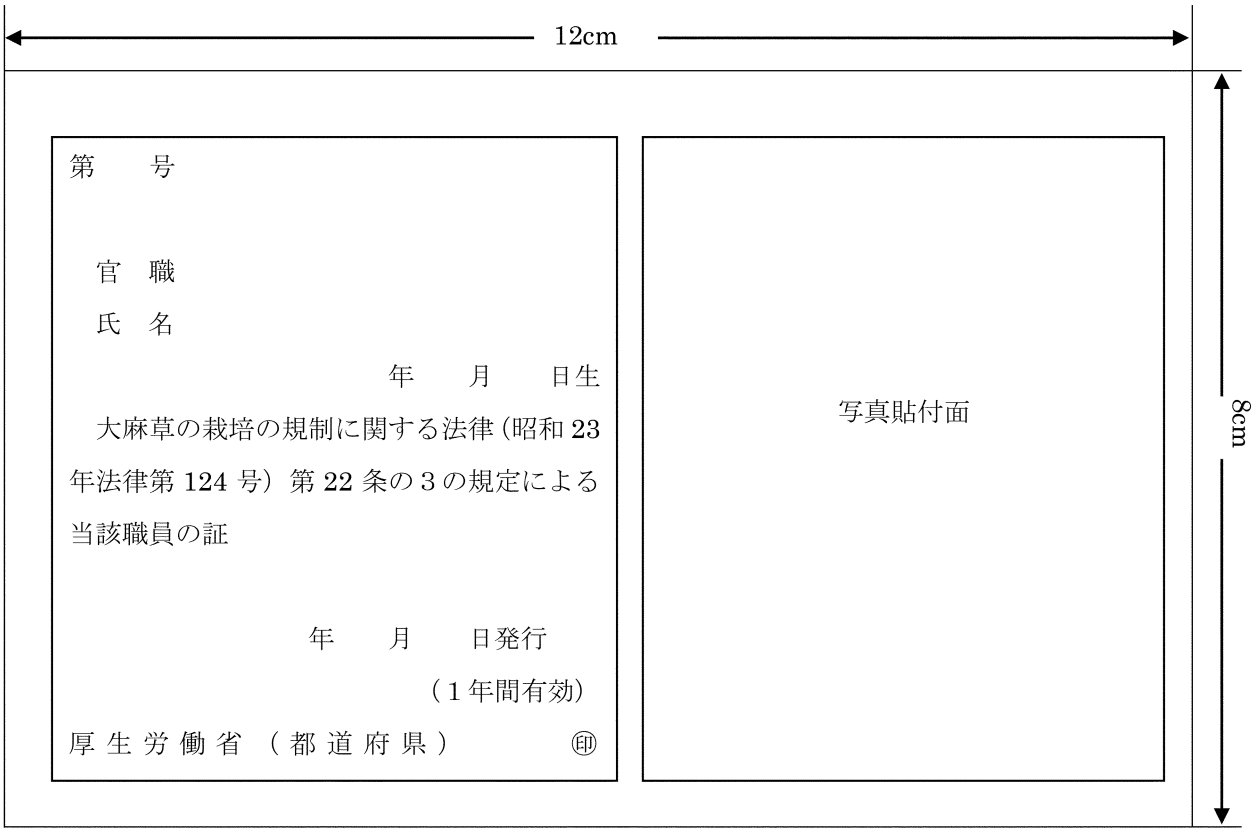
番号 収　去　証　控 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 年　　月　　日 収去者職　氏　名 備　考	番号 収　去　証 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二条の三第一項の規定により上記のように収去する。 年　　月　　日 収去者職　氏名　　㊞

㊞

備考　用紙の大きさは、A5とする。

別記第11号様式（法第22条の３第２項関係）

表面



裏面

この証票を携帯する者は、大麻草の栽培の規制に関する法律第22条の３の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻草の栽培の規制に関する法律抜粋

第22条の３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができる。

２　麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（譲渡しの許可申請） **第九条**　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は第二種大麻草採取栽培者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者（第二種大麻草採取栽培者を除く。）にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一～七　（略） （権限の委任） **第五十五条**　法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。 一～十　（略） 十一　法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び第二種大麻草採取栽培者に係るものを除く。） 十二～四十四　（略） ２　（略）	（譲渡しの許可申請） **第九条**　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一～七　（略） （権限の委任） **第五十五条**　法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。 一～十　（略） 十一　法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。） 十二～四十四　（略） ２　（略）

（大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三条　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 １　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 三　法第十七条第二項において準用する法第十一条に規定する権限 四　法第十七条第二項において準用する法第十二条に規定する権限 五　法第十七条第二項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限	大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 １　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限 二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限 三　法第十七条第一項において準用する法第十一条に規定する権限 四　法第十七条第一項において準用する法第十二条に規定する権限 五　法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限

六	法第十二条の四に規定する権限
七	法第十七条第二項において準用する法第十二条の六第一項及び第二項に規定する権限
八	法第十二条の六第三項に規定する権限
九	法第十七条第二項において準用する法第十二条の七に規定する権限
十	法第十七条第二項において準用する法第十二条の八第三項に規定する権限
十一	法第十三条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）
十二	法第十五条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）
十三	法第十七条第三項（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）に規定する権限
十四	法第十九条に規定する権限
十五	法第二十条に規定する権限
十六	法第二十二条の三第一項に規定する権限

2　法第二十二条の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）　（略）	（略）　（略）
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）	第十条第一項（第十七条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け
（略）　（略）	第十条第二項（第十七条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
表二～四　（略）	（略）　（略）
	表二～四　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療等の用途）	（医療等の用途）
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	**第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。
一～五　（略）	一～五　（略）

六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	（略）
六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第十二条の四第一項（同法第十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者（同法第二条第四項に規定する第一種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。）又は第二種大麻草採取栽培者（同条第五項に規定する第二種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。）による大麻草の加工の用途
六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者による大麻草の加工の用途
（略）	（略）

六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二条の三第一項 六～四十六　（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項 六～四十六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第四条に規定する大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者については、第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則、第三条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令、第四条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令及び第六条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四十九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項及び同項第三号並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第一条の二第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日　厚生労働大臣　福岡　資麿

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　医療費適正化計画等（第一条―第五条の十四） 第二章～第四章　（略） 附則 （法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者） **第五条の六**　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一～五　（略）	目次 第一章　医療費適正化計画等（第一条―第五条の十二） 第二章～第四章　（略） 附則 （法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者） **第五条の六**　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一～五　（略）

（あらかじめ抽出及び加工された匿名医療保険等関連情報に係る取扱等）

第五条の九の二　（略）

２　提供申出者が、厚生労働大臣が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを用いた方法により、匿名医療保険等関連情報の提供を受けようとする場合における第五条の五及び第五条の七の規定の適用については、同条第一項第八号中「並びに保管場所（日本国内に限る。）及び」とあるのは「及び」と、同項第十二号ヘ及び第五条の七第一項第一号ニ中「第五条の九」とあるのは「第五条の九（第三号ニを除く。）」とし、前条第三号ニの規定は、適用しない。

（手数料に関する手続）

第五条の十　（略）

２　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から第五条の五第七項の変更に係る申出がなされた場合又は同条第一項第十二号ニの成果物を公表する前に当該成果物の内容の確認を求められた場合において、通常要すると見込まれる費用として前項の規定により通知した手数料の額を上回る費用が生じたときは、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、当該匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

３　前二項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第一条第三項の厚生労働省令で定める書面）

第五条の十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第一条第三項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一～三　（略）

（あらかじめ抽出及び加工された匿名医療保険等関連情報に係る取扱等）

第五条の九の二　（略）

２　提供申出者が、厚生労働大臣が提供するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを用いた方法により、匿名医療保険等関連情報の提供を受けようとする場合における第五条の五及び第五条の七の規定の適用については、同条第一項第八号中「並びに保管場所（日本国内に限る。）及び」とあるのは「及び」と、同項第十二号ヘ及び第五条の七第一項第一号ニ中「第五条の九」とあるのは「第五条の九（第三号ニを除く。）」とし、前条第三号ニの規定は、適用しない。

（手数料に関する手続）

第五条の十　（略）

（新設）

２　前項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める書面）

第五条の十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第一条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一～三　（略）

（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の十二　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める業務は、匿名医療保険等関連情報を利用して行う業務であって、適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生労働大臣が認めるものとする。

（新設）

（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等）

第五条の十三　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

二　国立研究開発法人国立がん研究センター

三　国立研究開発法人国立循環器病研究センター

四　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

五　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

六　国立研究開発法人国立成育医療研究センター

七　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

八　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

九　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

十　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

十一　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学を設置するものに限る。）

十二　独立行政法人国立病院機構

十三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構

十四　地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第十号に掲げるものを除く。）
十五　公益社団法人日本医師会
十六　公益社団法人日本歯科医師会
十七　公益社団法人日本薬剤師会
十八　前各号に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者

（手数料の減免に関する手続）

第五条の十四　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から令第一条の二第六項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定による手数料の減額又は免除の許否を決定し、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（手数料の免除に関する手続）

第五条の十二　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から令第一条の二第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

農林水産大臣　小里　泰弘

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係）	別表第一（第百十五条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。	四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　イルノシチニブ	（新設）
(8)～(65)　（略）	(7)～(64)　（略）

別表第三（第百六十八条関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（生物学的製剤のうちワクチン（鶏痘ワクチンを除く。）である外用剤、抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。

一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　イルノシチニブ	（新設）
十三～百五十四　（略）	十二～百五十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一の第一表から第四表までを次のように改める。

様式第32（第46条関係）

供給計画届出書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第29条第1項の規定により　　年度の供給計画を別紙の通り届け出ます。

備考　1　別紙は、次の第1表から第8表までの様式によること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1表

年度別の最大電力供給計画表

（単位：10^3kW）

項目				年度	前年度（参考）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）													
		火力発電所（送電端）													
		原子力発電所（送電端）													
		新ｴﾈﾙｷﾞｰ等発電所等（送電端）													
		合計（送電端）													
	調達分	発電事業者													
		特定卸供給事業者													
		一般送配電事業者													
		配電事業者													
		小売電気事業者													
		その他	取引所												
			その他												
	調達先未定														
	合計（送電端）														
	発動指令電源供給力（再掲）														
	【ｴﾘｱ】合計（送電端）														
需要電力（送電端）															
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）		小売電気事業者													
		一般送配電事業者													
供給予備力（送電端）															
供給予備率（％）															

| | | | | | | | | | | | | | | |

第2表

年度別の電力量供給計画表

（単位：10^6kWh）

項目＼年度	前年度（参考）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
供給電力量 保有電源 水力発電所（送電端）											
火力発電所（送電端）											
原子力発電所（送電端）											
新ｴﾈﾙｷﾞｰ等発電所等（送電端）											
合計（送電端）											
調達分 発電事業者											
特定卸供給事業者											
一般送配電事業者											
配電事業者											
小売電気事業者											
取引所											
その他											
調達先未定											
揚水式発電所の揚水用動力量											
蓄電用の電気工作物の蓄電電力量											
合計（送電端）											
【エリア】合計（送電端）											
需要電力量（送電端）											
送電端電力量 水力発電所 一般水											
揚水											
火力発電所 石炭											
LNG											
石油											
LPG											
その他ガス											
歴青質混合物											
その他火力											
原子力発電所											
新ｴﾈﾙｷﾞｰ等発電所等 風力											
太陽光											
地熱											
バイオマス 廃棄物											
蓄電池											
水素アンモニア											
その他											
合計											

第3表

月別の最大電力供給計画表
年度

（単位：10^3kW）

項目				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）													
		火力発電所（送電端）													
		原子力発電所（送電端）													
		新エネルギー等発電所等（送電端）													
		合計（送電端）													
	調達分	発電事業者													
		特定卸供給事業者													
		一般送配電事業者													
		配電事業者													
		小売電気事業者													
		その他	取引所												
			その他												
	調達先未定														
	合計（送電端）														
	発動指令電源供給力（再掲）														
	【エリア】合計（送電端）														
需要電力（送電端）															
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）	小売電気事業者														
	一般送配電事業者														
供給予備力（送電端）															
供給予備率（%）															
調整力確保量															
調整力（%）															

第4表

月別の電力量供給計画表
年度

（単位：10^6kWh）

項目			月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
供給電力量	保有電源	水力発電所（送電端）																
		火力発電所（送電端）																
		原子力発電所（送電端）																
		新エネルギー等発電所等（送電端）																
		合計（送電端）																
	調達分	発電事業者																
		特定卸供給事業者																
		一般送配電事業者																
		配電事業者																
		小売電気事業者																
		その他	取引所															
			その他															
	調達先未定																	
	揚水式発電所の揚水用動力量																	
	蓄電用の電気工作物の蓄電電力量																	
	合計（送電端）																	
	【エリア】合計（送電端）																	
需要電力量（送電端）																		

様式第三十五の第一表及び第二表を次のように改める。

様式第35（第46条関係）

第１表

火力発電所燃料計画明細書

項目	年度		
	受入量	発電用消費量	貯蔵量
石炭（湿炭）(10^3t)			
原油 (10^3kl)			
歴青質混合物(10^3t)			
重油 (10^3kl)			
軽油(10^3kl)			
ナフサ (10^3kl)			
天然ガス液(10^3kl)			
液化石油ガス(10^3t)			
液化天然ガス(10^3t)			
都市ガス(10^6m^3N)			
天然ガス(10^6m^3N)			
その他ガス(10^6m^3N)			
その他火力			

第２表

火力発電所燃料計画明細書

項目 ＼ 燃焼方式 ／ 発電所名				計			計	火力計（内燃力等を除く）	内燃力等	合計
石炭	発電用消費量(湿炭)(10^3t)									
	平均発熱量(乾炭)(kJ/kg)									
	湿分率(%)									
原油	発電用消費量(10^3kl)									
	平均発熱量（kJ/l）									
歴青質混合物	発電用消費量(10^3t)									
	平均発熱量（kJ/kg）									
重油	発電用消費量(10^3kl)									
	平均発熱量（kJ/l）									
軽油	発電用消費量(10^3kl)									
	平均発熱量（kJ/l）									
ナフサ	発電用消費量(10^3kl)									
	平均発熱量（kJ/l）									
天然ガス液	発電用消費量(10^3kl)									
	平均発熱量（kJ/l）									
液化石油ガス	発電用消費量(10^3t)									
	平均発熱量（kJ/kg）									
液化天然ガス	発電用消費量(10^3t)									
	平均発熱量（kJ/kg）									
都市ガス	発電用消費量(10^6m^3N)									
	平均発熱量(kJ/m^3N)									
天然ガス	発電用消費量(10^6m^3N)									
	平均発熱量(kJ/m^3N)									
その他ガス	発電用消費量(10^6m^3N)									
	平均発熱量(kJ/m^3N)									
その他火力	発電用消費量									
	平均発熱量									
供給電力量(発電端) (10^6kWh)										
利用率（%）										
熱効率（%）										
総合重油換算量(10^3kl)										
重油換算消費率（l/kWh）										

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十五号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ヘ及び第二項第四号、第五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第一項の規定に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（広域的特定活動） **第一条**　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号への国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住を促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動 三～五　（略） （拠点施設） **第三条**　法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める施設は、一団地の住宅施設、宿泊施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設又は特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設とする。 （削る）	（広域的特定活動） **第一条**　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号ホの国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動 三～五　（略） （拠点施設） **第三条**　法第二条第二項第六号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　第一条第一号に掲げる活動　教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設
（削る）	二　第一条第二号に掲げる活動　交流施設、集会施設又は体験学習施設
（削る）	三　第一条第三号に掲げる活動　商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設
（削る）	四　第一条第四号に掲げる活動　流通業務施設
（削る）	五　第一条第五号に掲げる活動　同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの
（削る）	六　前条に掲げる活動　交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の対象となる施設を除く。）又は流通業務施設
2　法第二条第二項第七号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　第一条第一号に掲げる活動　教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設 二　第一条第二号に掲げる活動　交流施設、集会施設又は体験学習施設 三　第一条第三号に掲げる活動　商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設 四　第一条第四号に掲げる活動　流通業務施設 五　第一条第五号に掲げる活動　同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの 六　前条に規定する活動　交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の対象となる施設を除く。）又は流通業務施設	（新設）
（削る）	**第六条**　削除

（広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画）

第六条　法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の二第一項に規定する基本方針及び同法第三条の三第一項に規定する港湾計画

三　（略）

四　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項に規定する河川整備基本方針及び同法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画

五　（略）

（他の都道府県の意見を聴く事業）

第七条　法第五条第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事業は、第四条第一号に掲げる事業とする。

（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者）

第八条　法第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（広域的地域活性化基盤整備計画の作成等の提案）

第九条　法第五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。

一　市町村の名称

二　法第二十二条第一項に規定する特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域

（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者）

第十八条　法第二十二条第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とするもの

二　地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している株式会社で、公的賃貸住宅等（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等をいう。次号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を営むもの

三　前二号に掲げるもののほか、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、市町村長が指定したもの

（特定居住促進計画の作成等の提案）

第十九条　法第三十二条第一項の規定により特定居住促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る特定居住促進計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

附　則

この省令は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。